平成２９年（フ）第９８５号
千葉県船橋市新高根４丁目９番23号
債務者　肥田　総一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３７号
千葉県市川市柏井町４丁目296－２　介護老人保健施設つばさくらぶ、住民票上の住所千葉県市川市福栄１丁目17番12号　（トミーハイツ102号）
債務者　鳩山　雅洋
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３２号
千葉市中央区祐光２丁目３番２棟403号
債務者　寺館　香織
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７７号
千葉県船橋市高野台３丁目27番20号　井堀コーポ102号
債務者　佐久間久雄
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２２６号
千葉県八千代市ゆりのき台４丁目５番地２　１棟207号
債務者　明内　和則
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２２９号
千葉県習志野市実籾２丁目22番４号
債務者　吉水　明子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３１号
千葉市美浜区真砂３丁目13番１棟105号
債務者　鴨田カツ子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２４１号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目３番５－309号
債務者　樋口　希望
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５０号
千葉県船橋市旭町３丁目14番17号
債務者　纐纈　彩乃（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６１号
千葉県習志野市屋敷１丁目17番２－303号
債務者　都倉　由樹（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２７４号
千葉市稲毛区小仲台９丁目６番18号
債務者　後藤　洋美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８６号
千葉県船橋市浜町１丁目１番６棟307号
債務者　加藤　優子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１５号
千葉市稲毛区小仲台９丁目６番18号
債務者　後藤　勇介
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２８号
千葉県市川市鬼高３丁目12番18－704号（ファミール市川ガーデンプラザイースト）
債務者　谷城　貴久
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５２号
千葉市美浜区高洲２丁目１番１棟907号
債務者　紫竹とし子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６７５号
愛知県知多市新舞子字出口６番地の１　雅陽荘10号
債務者　坂本　勝喜
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６７６号
愛知県知多市新舞子字出口６番地の１　雅陽荘10号
債務者　坂本　羊子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７１号
香川県木田郡三木町大字上高岡283番地２
債務者　長尾みゆき（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係